

## 施設サービス・短期入所サービスを利用した場合の居住費・食費の負担軽減制度



介護保険施設に入所した場合には、サービス費用の1割、食費、居住費、日常生活費が利用者の負担となります。利用者が負担する額は施設との契約により決まり、居住費・食費の標準的なケースの額として基準費用額が定められています。

しかし、利用料の負担により施設利用が困難にならないよう、世帯全員が住民税非課税の方や、生活保護を受けている場合は、施設サービス（入所・短期入所サービス）の居住費・食費の負担額が利用者の負担段階により軽減されます。限度額を超えた費用は介護保険から給付されません。

この負担の軽減制度を受けようとする方は、介護支援課に申請し、認定証の交付を受け、サービスを受けるときには施設事業者に提示する必要があります。

### ◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当  
 ☎6501 有線⑤7788

### 居住費・食費の自己負担限度額（日額）

利用者負担段階		1日当たりの居住費				1日当たりの食費
		ユニット型個室	ユニット型個室	従来型個室	多床室	
段階	基準費用額（日額）	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円
第1段階	・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・住民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・住民税非課税世帯であって、利用者負担第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※（ ）内は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合

## 来春採用の日野町職員募集

平成20年度の日野町職員採用試験（初級試験）を次のとおり実施します。

区分	初 級		
	保育士・教諭	社会福祉士	保健師
採用予定人数	2名	1名	1名
受験資格	昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、保育士資格かつ幼稚園教諭免許を有する方 （平成21年3月31日までに保育士資格かつ幼稚園教諭免許取得見込のある方を含む。）	昭和48年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士資格を有する方 （平成21年3月31日までに社会福祉士資格取得見込のある方を含む。）	昭和48年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 （平成21年3月31日までに保健師免許取得見込のある方を含む。）
年齢等	次のいずれかに該当する方は、受験できません。 ・成年被後見人および被保佐人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者		
受付期間	平成20年7月29日（火）～平成20年8月14日（木）		
第1次試験日程・方法	平成20年9月21日（日）		
	教養試験のみ		教養試験・専門試験
最終結果	平成20年11月下旬		

◆問い合わせ先 総務課 総務担当 ☎1211 有線⑤7762

\*ホームページアドレス <http://www.town.shiga-hino.lg.jp/>